

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起が休日に当たるときは、
その翌日)

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の4の1中「七、五〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同表の一の2の中「七八七、〇〇〇円」を「八三九、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の中「五四〇円」を「五九〇円」に改め、同表の三の3の1の表中の

一〇、八〇〇円	一三、七〇〇円	二〇、〇〇〇円	二三、
一七、五〇〇円	二二、四〇〇円	三一、一〇〇円	三六、
一〇、八〇〇円	一三、七〇〇円	二〇、〇〇〇円	二三、

八〇〇円	三〇、二〇〇円	四、三〇〇円	
五〇〇円	四六、〇〇〇円	六、二〇〇円	を
一〇、八〇〇円	一三、七〇〇円	四、五〇〇円	
一七、五〇〇円	二二、四〇〇円	三一、一〇〇円	三六、
一〇、八〇〇円	一三、七〇〇円	四、五〇〇円	

- 件) 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定(五
- 件) 地籍調査の成果の認証
- 解除予定の保安林
- 開発行為に関する工事の完了

改め、別表第一の三の3の(1)の表中

四〇〇円	九〇〇円	一一、五〇〇円	一、五〇〇円	三、六〇〇円	四、九〇〇円	七、
八〇〇円	一二、八〇〇円	一六、一〇〇円	一、一〇〇円	五、七〇〇円	七、六〇〇円	一〇、
五、二〇〇円	七、八〇〇円	九、四〇〇円	一一、〇〇〇円	一、六〇〇円	三、八〇〇円	を
七、九〇〇円	一一、三〇〇円	一三、四〇〇円	一六、七〇〇円	二、二〇〇円	五、九〇〇円	を
五、二〇〇円	七、八〇〇円	九、四〇〇円	一一、〇〇〇円	一、六〇〇円	三、八〇〇円	を

に改め、別表第一の六の3中「一六七、七〇〇円」を「一七八、七〇〇円」に改め、同表の八の3の(1)中「一、七一〇円」を「一、八三〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同表の九の3中「八〇、〇〇〇円」を「八五、〇〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「六八、〇〇〇円」に改め、同表の十二の3中「四九、六〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に改める。

別表第二の一の中「九、四〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「六、七二〇円」を「七、〇〇〇円」に、「五、八四〇円」を「六、一〇〇円」に、「八、七八〇円」を「九、五〇〇円」に、「九、〇一〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同表の一の2中「一、二三三円」を「一、三三七円」に、「八八一円」を「九一八円」に、「七六六円」を「八〇〇円」に、「一、五一円」を「一、二四六円」に、「一、一八三円」を「一、二八五円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（条例別表第七号の規則で定める者）

第三条の二 条例別表第七号の規則で定める者は、前年の所得（一月一日から六月三十日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前前の所得とする。）について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がない者とする。

様式第二号中 「条例別表第6号」 を

条例別表第6号
条例別表第7号

昭和55年8月8日 曜日 金

報 公 县 取 鳥

条例別表 第6号		国民健康保険被保険者 その他の 被保険者又 は組合員	
条例別表 第7号		国民健康保険 社会保険 その他の 被扶養者	
<input type="checkbox"/> 陰被保険者		<input type="checkbox"/> 被保険者又 は組合員	
<input type="checkbox"/> 被扶養者		<input type="checkbox"/> 陰被保険者	

条例別表 第6号		条例別表 第7号	
<input type="checkbox"/> 陰被保険者		<input type="checkbox"/> 被保険者又 は組合員	
<input type="checkbox"/> 被扶養者		<input type="checkbox"/> 陰被保険者	

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年十月一日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一
部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四
十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号の項中	エックス線間接写真診断	一人一枚につき	七十円
	エックス線間接写真診断	一人一枚につき	四十円
	エックス線間接写真診断	一人一枚につき	七十円

鳥取県告示第六百四十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年八月二日	池田外科医院	鳥取市興南町八ノ二

を

エックス線間接写真診断

一人一枚につき
七十円

に、「三百六十二円」

を「四百九円」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定に基づ
き、次とのおり保険医療機関及び保険薬局の指定を取り消したので、保険
医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

告 示

854

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指定の取消しの年月日
藤田 医院	岩美郡岩美町浦富一〇三〇一三二	昭和五十五年八月八日
有限会社 藤田 薬局	岩美郡岩美町浦富一〇三〇一一八	"

鳥取県告示第六百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

姓 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山崎 武司	鳥薬第四三〇号	昭和五十五年七月十八日
武本 俊彦	鳥医第二、五〇二号	"

鳥取県告示第六百四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定に基づき、次のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

姓 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
藤田 力	鳥医第五八五号	昭和五十五年八月八日

神谷 剛	鳥医第一、五〇四号	
秋藤 洋一	鳥医第二、五〇五号	"
藤本 幸弘	鳥医第二、五〇六号	昭和五十五年七月二十一日

鳥取県告示第六百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十八条の規定に基づき、次のとおり療養取扱機関の申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	申出受理の取消しの年月日
藤田医院 有限公司 藤田薬局	岩美郡岩美町浦富一〇三〇一三二	昭和五十五年八月八日

鳥取県告示第六百四十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
藤田光子	鳥国薬第三二〇号	昭和五十五年八月八日

一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十五年九月八日	午前十時から午後三時まで	米子市	米子市立福原中学校
昭和五十五年九月九日	"	"	米子市住吉公民館
昭和五十五年九月十日	午前十時から午後三時三十分まで	"	米子市義方公民館
昭和五十五年九月十一日	"	"	米子市就将公民館

昭和五十五年八月八日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年九月
十七日 " "

昭和五十五年九月
十八日 " "

昭和五十五年九月
十九日 " "

昭和五十五年九月
二十日 " "

昭和五十五年九月
廿一日 " "

昭和五十五年九月
廿二日 " "

昭和五十五年九月
廿三日 " "

昭和五十五年九月
廿四日 " "

昭和五十五年九月
廿五日 " "

昭和五十五年九月
廿六日 " "

昭和五十五年九月
廿七日 " "

昭和五十五年九月
廿八日 " "

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を昭和五十五年八月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十九号

昭和五十五年五月三十日付けで北谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（北谷第一地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、事業計画については、審査した結果適當と認めめたので、土地改良

法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する。同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取大学医学部附属病院
鳥取山陰労災病院
労働福祉事業団

米子市役所分庁舎
國立米子病院
午後二時三十分から
午前十時から
午後三時まで

午後一時から
午後二時まで

午後二時三十分から
午前十時から
午後三時まで

正午まで

" "

米子市役所分庁舎
國立米子病院
午後二時三十分から
午前十時から
午後三時まで

午後一時から
午後二時まで

" "

昭和五十五年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市福本二二〇の「北谷土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十号

昭和五十五年五月三十日付けで北谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（北谷第一地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市福本二二〇の一北谷土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所
四 異議の申出

鳥取県告示第六百五十一号

- 一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所
四 異議の申出

鳥取県告示第六百五十二号

昭和五十五年五月三十日付けで北谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（北谷第一地区農業用用排水と農道整備を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 縦覧に供する期間

- 三 昭和五十五年八月九日から二十日間
縦覧に供する場所 倉吉市役所及び倉吉市福本二二〇の一北谷土地改良区事務所
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十三号

昭和五十五年六月五日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（西伯（常清）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和五十五年八月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 若桜町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十四号

昭和五十五年四月二十三日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（上高野地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和五十五年八月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 若桜町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

事務所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区

鳥取県告示第六百五十五号

昭和五十五年六月二十六日付けで日南町から申請のあつた土地改良（中野地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

とおり告示する。
昭和五十五年八月八日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四

鳥取県告示第六百五十七号

八頭郡佐治村大字津無、古市及び森坪地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次の

二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第六百五十六号

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字拾石字東平裏山通り三九四の五

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十月二十三日鳥取県指令受都計第三百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字隠里

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長字堀田三八〇番地一

日本セラミック株式会社

代表取締役 谷口義晴